平成２３年（フ）第２５４号
鹿児島県鹿児島市甲突町11番３号
債務者　徳永　正一
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
鹿児島県鹿児島市伊敷１丁目14番１号
債務者　久冨木原美穂子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番13―23号
債務者　横山　博昭
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目22番46号　上村アパート101号
債務者　神之門絵理子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２３号
鹿児島県南九州市知覧町南別府22780番地
債務者　中渡瀬重行
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第３３号
鹿児島県枕崎市旭町93番地
債務者　井上　弥生
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第９７号
青森県八戸市下長４丁目12番22―13号県営住宅、前住所青森県八戸市石堂１丁目28番６号コスモハイツＢ201
債務者　村木　敬子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
福島県西白河郡泉崎村大字関和久字八雲神社35番地１
債務者　柳沼　敦子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
富山県高岡市戸出町２丁目５番３号
債務者　小林　敏行
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第９５号
富山県高岡市醍醐925番地
債務者　西部　信義
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第４１号
岐阜県高山市上岡本町１丁目403番地
債務者　日下部翔太
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第８７８号
京都市伏見区久我森の宮町10番地271
債務者　松﨑由香里
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９４１号
京都府宇治市宇治若森19番地の３　シャルム若森102号
債務者　木村　章一
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９４３号
京都市山科区小山一石畑13番地11
債務者　津村　昌行
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９４４号
大津市横木１丁目６番12号
債務者　津村　智子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９７１号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目３番地74棟402号
債務者　山本　美秋
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８６号
広島県三原市明神３丁目12番６―102号
債務者　横山　好子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係